参考資料５

中央公園の今後の活用に係る基本方針

【 目 次 】

		ページ
１	はじめに	１
２	中央公園の区域の変遷	２
３	中央公園内の公共施設等の現状	３
４	中央公園の特性と課題	４
５	活用に当たっての基本的な考え方	４
６	中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性	６
（参考）	中央公園の今後の活用に係る有識者会議	９

令和２年３月

広　島　市

1　はじめに

中央公園は、戦災復興のシンボルとして整備され、都心における緑豊かな空間として本市の個性と魅力ある都市空間の形成に大きな役割を果たしてきた。

平成 23 年 10 月に設置した市民の各界各層から成る旧広島市民球場跡地委員会（以下「跡地委員会」という。）が旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）の活用方策を議論する際の参考とするため、本市では、公園内に立地する各種公共施設の老朽化が進行し機能面でも課題を抱えているという問題認識の下、関係各課で構成する庁内検討会議による検討を経て、平成 24 年 11 月に「中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）」を公表している。

その後、球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて、平成 25 年 3 月に「旧市民球場跡地の活用方策」を、平成 27 年 1 月にその具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を策定・公表している。

こうした中、平成 25 年 6 月にサッカースタジアムの建設に向けた検討が開始され、その検討過程で、球場跡地、中央公園広場等が建設候補地となっていたが、令和元年 5 月に「サッカースタジアム建設の基本方針」を策定し、スタジアムの建設場所を中央公園広場とすることが決定したことから、球場跡地を含む中央公園全体を見据えた活用方策について、具体的な検討を進められる状況となった。

こうした成果を踏まえつつ、増加傾向にある外国人観光客の誘導やＰａｒｋ－ＰＦＩ制度の創設などを契機とする民間活力の積極的な導入などの新たな視点を加味し、中央公園の今後の活用に係る有識者会議における議論を経て、中央公園の今後の活用に係る基本方針を取りまとめるものである。

中央公園に関する主な検討経緯

年　月		事　項
平成 23 年	10 月	跡地委員会を設置
平成 24 年	11 月	中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）を公表 （第 6 回跡地委員会に参考資料として配付）
平成 25 年	2 月	跡地委員会から市長に「旧広島市民球場跡地の活用について（最終報告）」を報告
	3 月	「旧市民球場跡地の活用方策」を策定
平成 27 年	1 月	「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表
令和元年	8 月	中央公園の今後の活用に係る有識者会議を設置

ひろしま都心活性化プランにおける位置付け

本市では、右記の位置図に示す広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めています。

こうした取組をより一層推進し、都心を活性化するため、平成 29 年 3 月に広島県と連携し、「ひろしま都心活性化プラン」を策定しており、その「先導的な取組」として、「公共空間を活用したにぎわいづくり」を掲げ、「中央公園の在り方検討と旧広島市民球場跡地の活用」に取り組むこととしています。

都心における中央公園の位置

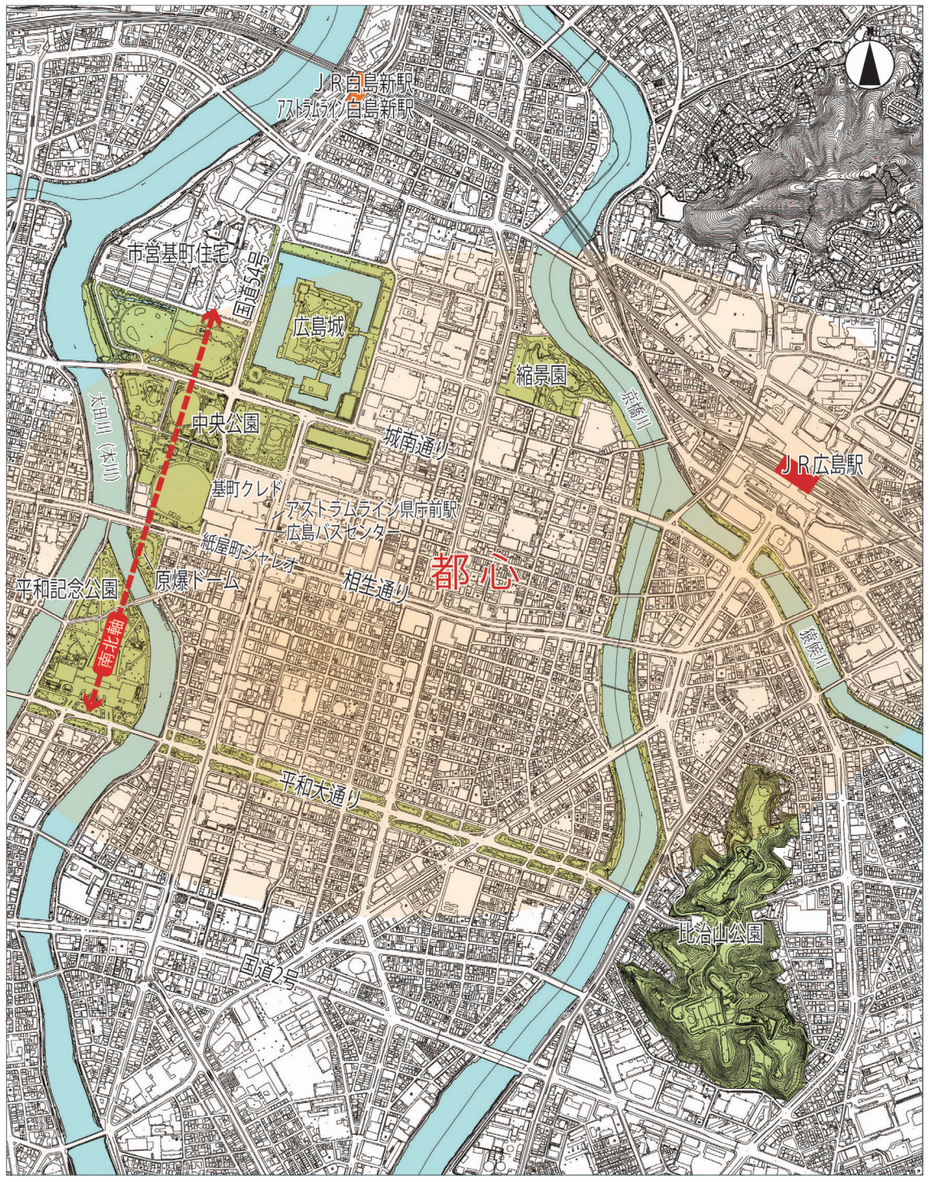

中央公園は中四国最大の商業業務地である紙屋町・八丁堀地区に隣接し、周辺には、世界文化遺産である原爆ドームを含む平和記念公園、広島バスセンターやアストラムライン県庁前駅などの交通施設、基町クレドや地下街シャレオなどの商業施設、基町住宅などが立地している。

また、平和記念公園及び比治山公園、平和大通りや河岸緑地などの緑地と、市内中心部を流れる多くの河川とともに、デルタ内における水と緑に囲まれた豊かな空間を形成している。

2　中央公園の区域の変遷

昭和25年　広島平和都市建設構想（案）（丹下健三氏）

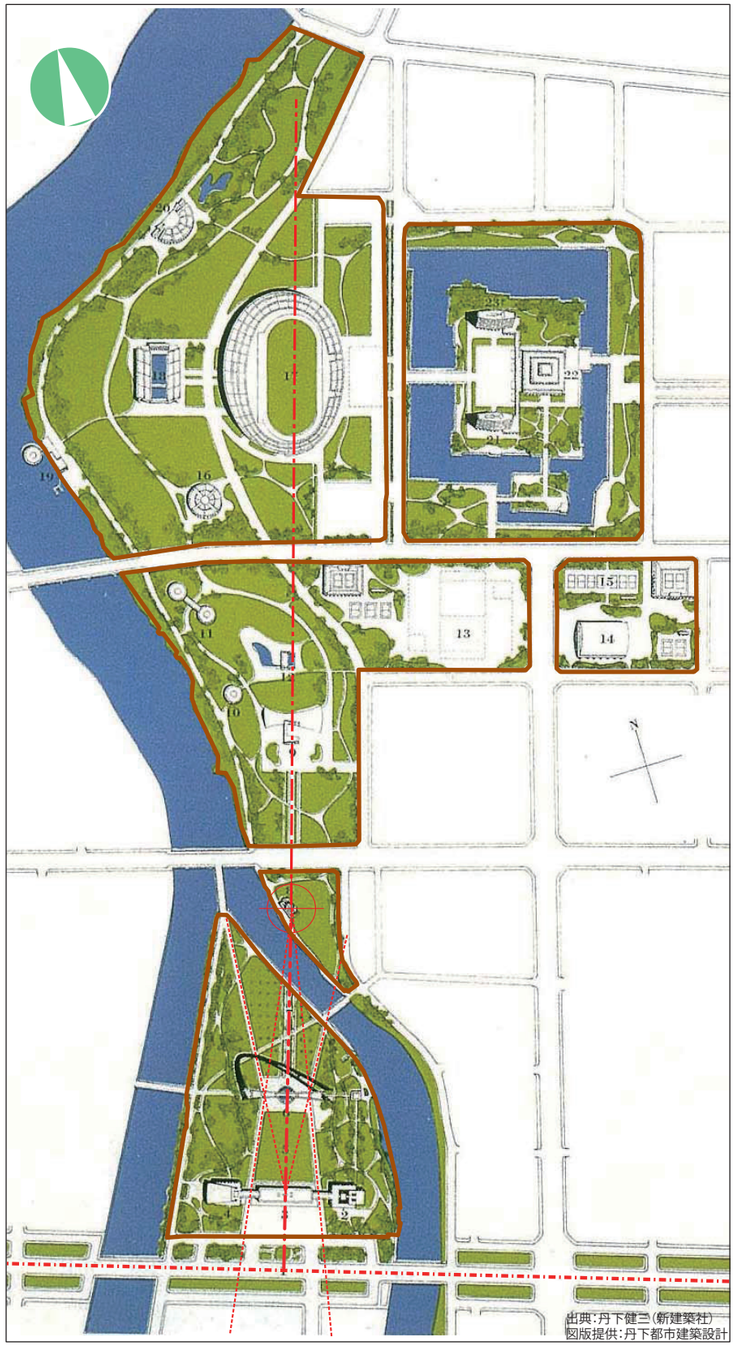

○　中央公園及び平和記念公園（図中□）は、昭和21年に都市計画決定され、昭和24年に公布・施行された「広島平和記念都市建設法」に基づき、国からの支援などを受けて整備された。

○　昭和24年に行われた平和記念公園及び記念館設計コンペで第１等に選ばれた丹下健三氏（コンペ時は丹下グループ）は、昭和25年に、平和記念公園だけでなく中央公園を含む一体の計画として「広島平和都市建設構想（案）」を発表した。

合計　約81 ha

（平和記念公園を含む。）

現　在

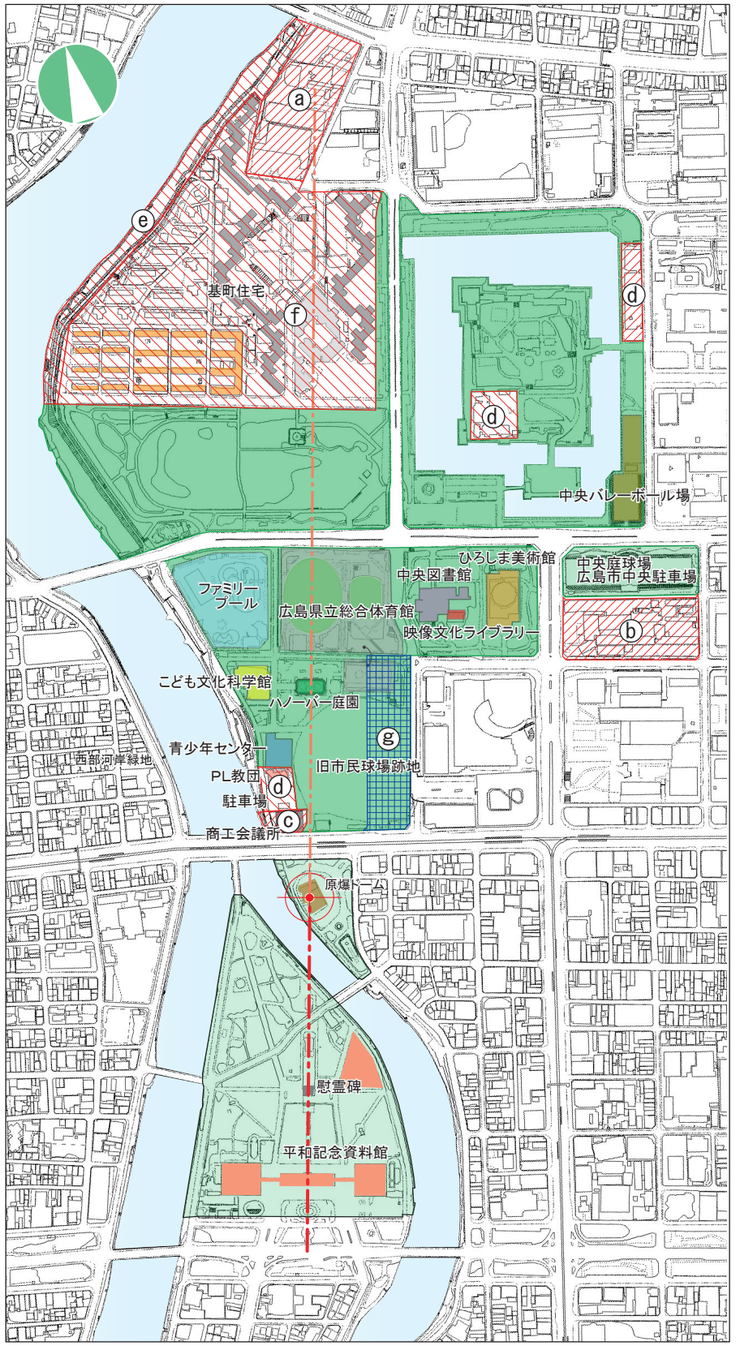

○　昭和27年、公園区域から除外
　北側突端部の東側（図中ⓐ）
　広島市民病院敷地（図中ⓑ）
　商工会議所敷地（図中ⓒ）

○　昭和31年、公園区域から除外
　護国神社及びＰＬ教団敷地（図中ⓓ）
　河岸緑地（図中ⓔ）
　基町住宅用地（図中ⓕ）

○　昭和32年、公園区域に編入
　現在の旧市民球場跡地東側（図中ⓖ）

合計　約55ha

（中央公園　約42.8ha
平和記念公園　約12.2ha）

3　中央公園内の公共施設等の現状

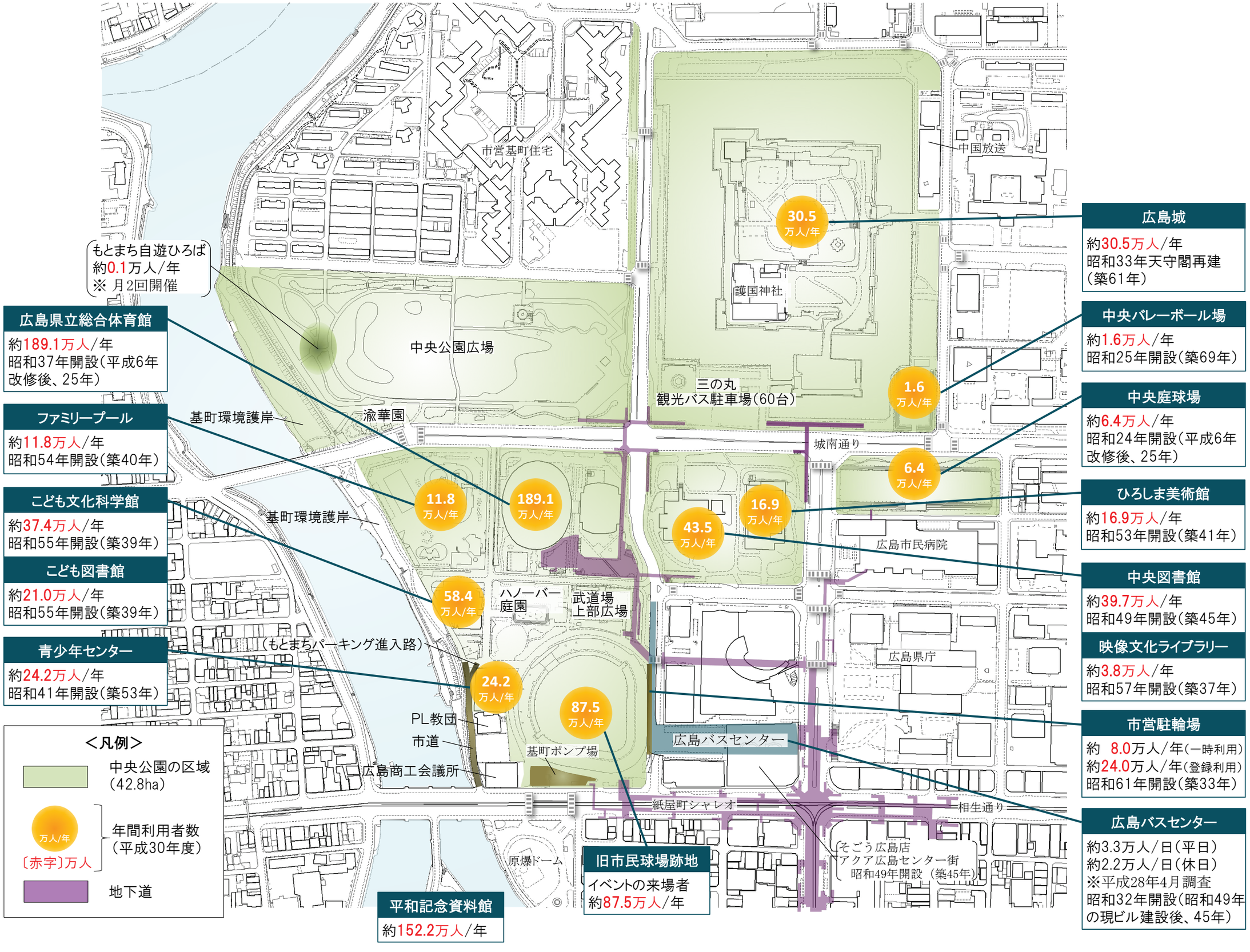

4　中央公園の特性と課題

(1) 特性

ア　都心に立地

・中四国最大の商業業務地である紙屋町・八丁堀地区に隣接している。

・平成 30 年 10 月に指定された紙屋町・八丁堀地区における都市再生緊急整備地域の区域内に含まれている（広島城を除く）。

・広島バスセンターやアストラムライン県庁前駅などに近接し、広域からもアクセスしやすい。

イ　広大な面積

約 42.8ha（平和記念公園を除く）もの広大な面積を有している。

ウ　復興のシンボル

広島城築城以来の都市づくりにおいて、重要な位置を占め、特に戦災復興において、美しい都市広島の再生のシンボルとなっている。

エ　水と緑の豊かな空間

中央公園は、平和記念公園及び比治山公園、平和大通りや河岸緑地などの緑地と、市内中心部を流れる多くの河川とともに、デルタ内における水と緑に囲まれた豊かな空間を形成している。

オ　多様な人々が集う交流空間

広島ならではの地域資源である広島城跡や文化施設、運動施設が数多く立地し、年間約 470 万人※もの人々の交流の場となっている。

※ 平成 30 年度における各施設の利用者及び旧市民球場跡地におけるイベントの来場者数の合計

(2) 課題

ア　国際平和文化都市にふさわしいにぎわいあふれる空間の創出

中央公園の持つ上記(1)の特性を生かして、くつろぎや文化を醸し出す要素を兼ね備えた国際平和文化都市の顔となるにぎわいの空間を創出し、広域的な集客の核となることが求められる。

イ　平和記念公園・中央公園全体の統一感の不足

・国有地である中央公園西側には民有施設が複数立地しており、戦災復興のシンボルとして平和記念公園に加え中央公園も含む一体の計画として策定した「広島平和都市建設構想（案）」の理念が十分に生かされていない状況にある。

・中央公園内の施設は、利用者や管理者がそれぞれ異なることもあいまって、各施設間の連携が不十分であり、利用者に配慮した運営が十分に行われているとは言い難い状況にある。

・平和記念公園と中央公園との間のみならず、中央公園内においても、幹線道路等で分断されており、全体としての一体的な利用を促す構造となっていない。

ウ　各施設の老朽化等への対応が必要

各施設は築後数十年が経過し、施設の老朽化や機能面における課題が生じており、上記ア及びイへの対応と合わせて適切に対応する必要がある。

5　活用に当たっての基本的な考え方

(1) 理念

中央公園は、原爆死没者を慰霊し世界恒久平和を祈念する場である平和記念公園とともに「広島平和記念都市建設法」に規定する「平和記念都市建設計画」に基づき復興のシンボルとして整備された都市公園であり、市民や国内外からの来訪者のレクリエーションや文化活動、交流の場として多くの人々に親しまれている。こうしたことを踏まえつつ、欧米の成熟した都市の類似例に見られるようなシンボル的な空間となるよう、3 つの空間特性を備えたものとする。

［にぎわいの空間］
若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付ける、魅力あるにぎわいの空間とする。

［くつろぎの空間］
広島の特性である「水」と「緑」を生かしながら、都心における花と緑にあふれたくつろぎの空間とする。

［文化を醸し出す空間］
国際平和文化都市の顔として、広島の歴史を踏まえつつ、質の高い文化・芸術・スポーツを満喫することができる、また発信する空間とする。

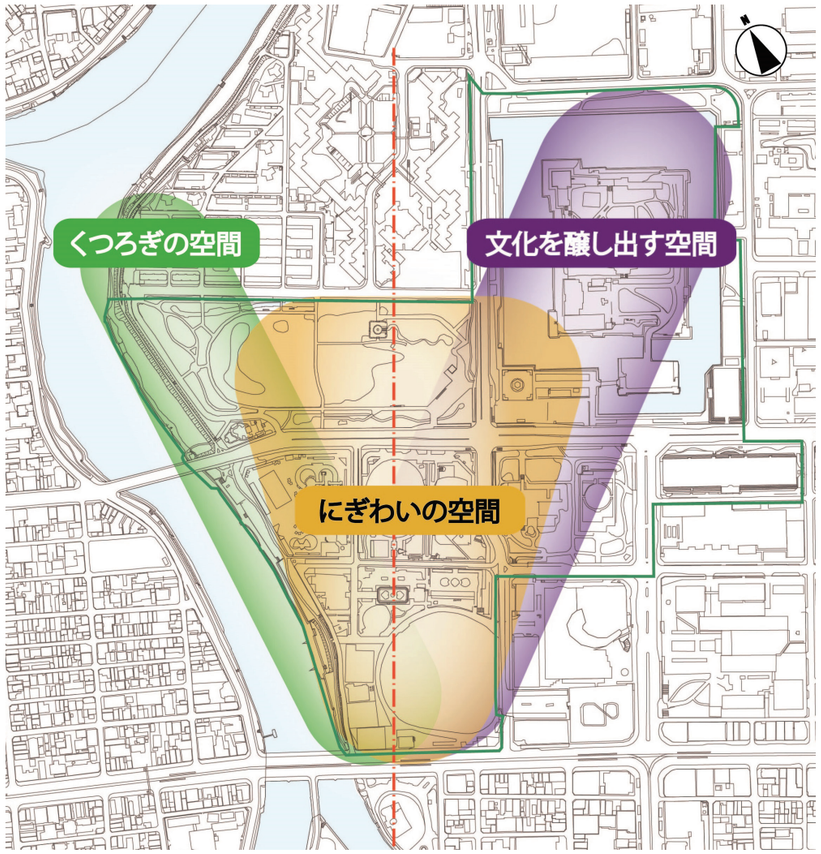

(2) 空間づくりに当たって留意すべきポイント

ア　中央公園内の各ゾーンにおける機能分担

球場跡地を多様なイベントが開催できる空間とすることとしているほか、中央公園広場に整備するサッカースタジアムは年間を通じて多くの人が訪れるよう、多機能・複合化を図ることとしている。また、隣接する広島城三の丸（現在の観光バス駐車場等）はにぎわい施設などの整備も視野に入れた新たな観光拠点として再構築することを検討しており、各ゾーンの機能分担が求められる（各ゾーンの方向性や取組については 6 頁参照）。

イ　民間活力を活用した公共空間の利活用

近年、都市公園の活用に当たっては、設計・整備から管理・運営までを一括して民間事業者に任せることで、公園の魅力を向上させるとともに経費を削減する事例が増えつつあり、また、平成 29 年度に都市公園法が改正され、Ｐａｒｋ-ＰＦＩ制度が創設されるなど、民間活力の活用を推進する仕組みが整えられていることから、中央公園においても、国有地であることを踏まえつつ、パブリックマインドを持った民間の活力を最大限活用することが求められる。

ウ　周辺地域を含めたエリアマネジメントの推進

中央公園内の各施設が連携し、イベントの開催や各種広報に取り組むなど、一体的なマネジメントの推進が求められる。また、周辺の地権者などと連携し、エリアの価値を維持・向上させるエリアマネジメントの視点が求められる。

エ　外国人を中心とした観光客の増加

近年、外国人を中心に広島を訪れる観光客が増加していることから、観光サインの多言語化や案内表示の充実、無料公衆無線 LAN のエリア拡大といった環境整備に加えて、来訪者の滞在につながる夜間の観光メニューの開発など、新たな魅力づくりを通じたおもてなしの強化が求められる。

オ　ビジネス機会の形成支援

近年の昼間人口について、広島市全体ではほぼ横ばいである一方、中区では減少傾向にあることから、オフィスワーカーが安らげる質の高い憩いの場や若者が集うイベントの場を提供することで、多様な人々の出会い・交流を促すなど、公園として都心のビジネス機会の形成に資する空間づくりが求められる。

カ　施設の再配置等

公園の魅力を向上させる観点から、各種公共施設の配置場所の見直しや合築、場合によっては市内の他の適地への移転の可能性も含めた検討が求められる。

キ　回遊性・アクセス性の向上及び周辺地域とのネットワークの強化

ウォーカブルな歩行者動線の整備、幹線道路等による分断の解消、駐輪場の整備など、公園内の回遊性の向上のほか、広域からのアクセス手段となるＪＲやアストラムラインに加え、平和記念公園、紙屋町・八丁堀地区と中央公園を結ぶトライアングルの回遊ネットワークの形成に留意した公園へのアクセス性の向上が求められる。

また、都心全体の回遊性を高めるため、水上タクシーや観光ループバス、シェアサイクル等の活用による周辺地域とのネットワークの強化が求められる。

ク　防災機能や安全性の確保

近年、豪雨を始めとする災害が頻発化・激甚化しており、指定緊急避難場所としての機能を維持・向上することが求められる。また、子どもや女性、高齢者を始め誰もが安心して利用できる環境とすることが求められる。

ケ　原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観への配慮

平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームを眺望した際に、建物等が背景に入らないよう配慮することが求められる。

コ　埋蔵文化財への配慮

中央公園は、文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（広島城跡）の範囲に含まれており、建築物等の建設に当たり、必要に応じて発掘調査などの対応が求められる。

(3) 空間づくりの進め方

ア　実践的かつ段階的な取組

中央公園内においては、サッカースタジアムの令和 6 年開業を目指すとともに、スタジアムの建設場所の決定に伴い、球場跡地についても、更なる利活用の早期実現を目指す段階を迎えており、これらの取組を本市のまちづくりの方向性に沿ったものとすることが重要である。

また、青少年センターや中央図書館等の公共施設が更新時期を迎えつつある。さらに、中央公園に隣接する広島商工会議所の移転が検討されているほか、仮に、広島バスセンターを現地で建て替えることとなった場合には、仮設のバス乗降場が必要となる。

中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりに当たっては、こうしたことを踏まえつつ、現在の施設配置を基本としたゾーニング及び施設の再配置等に関する取組、回遊性・アクセス性の向上に関する取組を整理し、各施設の事情に応じ、実践的かつ段階的に取り組むことができるようにする。

イ　球場跡地の空間づくり

球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて策定・公表した「旧市民球場跡地の活用方策」（平成 25 年 3 月）や、その具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」（平成 27 年 1 月）において、天候等に左右されることなくイベントが開催できるよう屋根を設置することや、よりイベントが開催されやすい環境整備を行うという観点からの対応も必要とされているところである。

こうしたこれまでの検討の成果を踏まえ、民間活力の活用を前提として、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備する。

「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ（平成 27 年 1 月）」に示したイメージパース

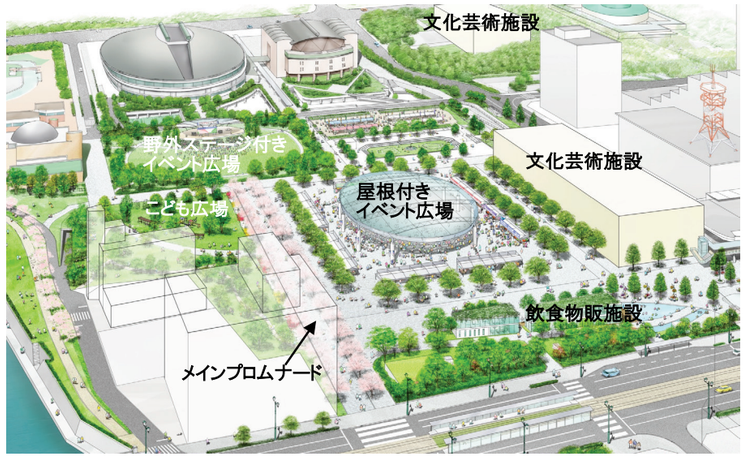

6　中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性

(1) ゾーニング及び施設の再配置等に関する取組

こどもゾーン

家族連れを中心に安心して訪れることができ、未来を担う子供が遊び学べるゾーンとする。

【中･長期的な取組】
- こども文化科学館、こども図書館の中央公園内への集約・多機能化及びファミリープールの機能移転を行う場合には、同敷地を活用した子供の遊び場空間の再整備を検討する（例：大型複合遊具やじゃぶじゃぶ池などの整備）。

イベント･集客ゾーン

平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオープンスペースを中心としたゾーンとするとともに、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付けるにぎわいとおもてなしの心が感じられるゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】
- 市民や観光客等の来訪者が日常的に憩い、くつろぐことのできる花と緑にあふれる洗練されたオープンスペース及び、国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントが常時開催されるイベント広場を整備する。
- イベント参加者を始めとする来訪者が気軽に立ち寄れる飲食物販施設を誘致する（広島の「食」を楽しめるなど、おもてなしの機能を付加できるよう配慮）。

【中･長期的な取組】
- 青少年センターの機能を中央公園内又は公園区域外に移転することを検討するとともに、西側民間施設の早期移転の実現を目指す。なお、青少年センターは中央公園内の公共施設の中でも特に築年数が経過していることから、その機能移転については、より幅広い年齢層の市民が多様な目的で利用できるような施設とする観点から、若者を含む幅広い世代が集うサッカースタジアムとの調和が図られるよう配慮しつつ、優先的に検討を行う。
- イベント・集客ゾーンと水辺空間を分断する基町パーキング（地下駐車場）のアクセス道路を地下化し、水辺空間と一体となった潤いのある空間の整備を検討する。
- 文化芸術施設の整備に合わせて、イベント広場等の再構築や市営駐輪場の同施設内への移転等を検討する。

スポーツ･レクリエーションゾーン

多様化するスポーツ需要に対応するとともに、多世代がアクティブに活動・交流できるゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】
- 広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムを中央公園広場に建設するとともに、年間を通じて多くの人が訪れる魅力ある空間となるよう、スタジアムのスタンド下等に効果的なにぎわい機能を導入する。

【中・長期的な取組】
- こどもゾーンにおける子供の遊び場空間の再整備と連携した空間活用を検討する。

歴史ゾーン

広島城の築城から始まった広島の歴史を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気を醸し出す中心的なゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】
- 天守閣の耐震改修等を進めるとともに、展示機能の充実を検討する。
- 三の丸を活用したにぎわい施設などの整備を検討する。
- 中央バレーボール場を廃止し、観光バス駐車場（約60台）の整備を検討する。

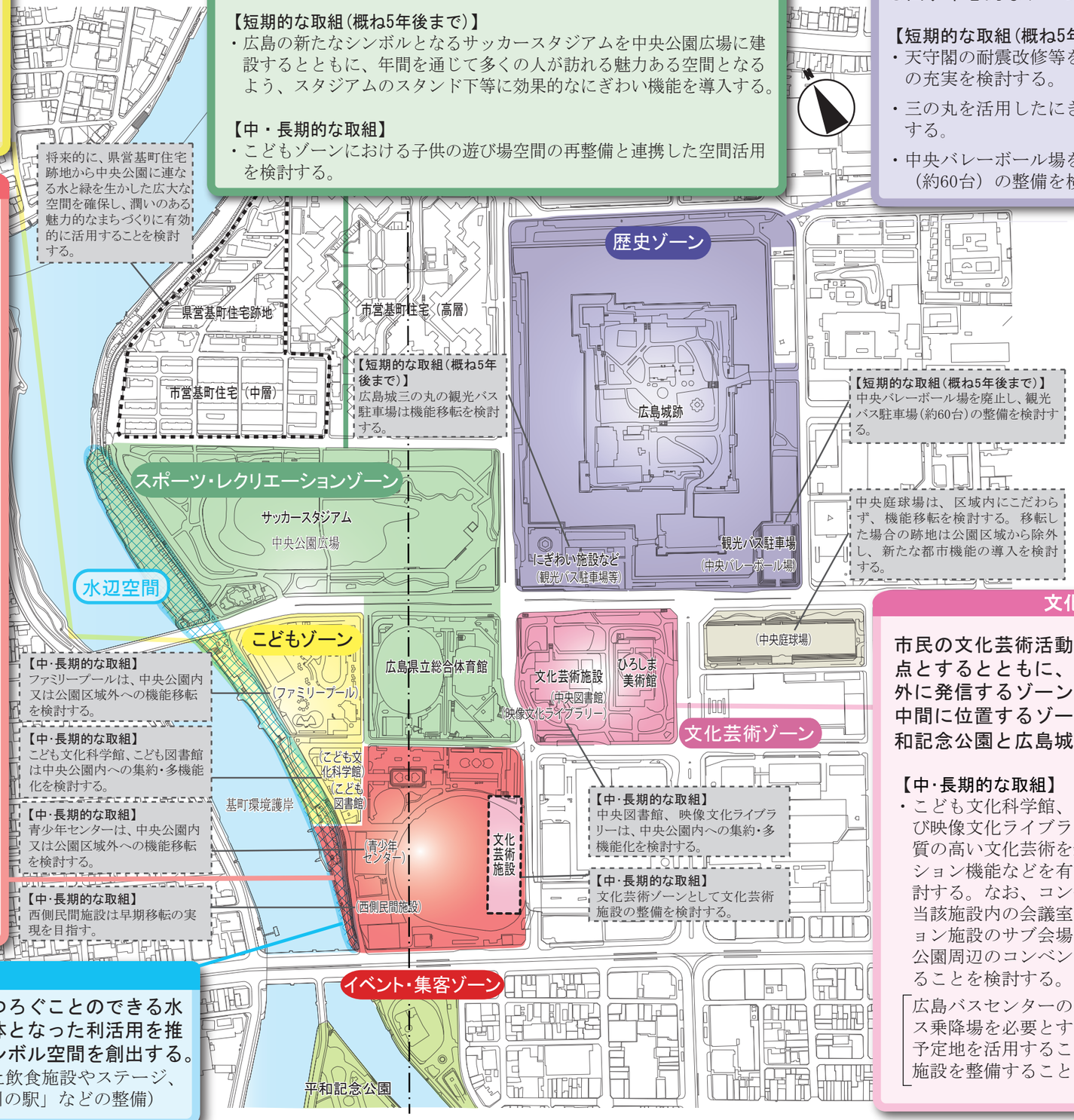

水辺空間

市民や観光客等の来訪者が日常的に水に親しみ、くつろぐことのできる水辺づくりを推進するとともに、隣接するゾーンと一体となった利活用を推進することにより、「水の都ひろしま」の新たなシンボル空間を創出する。

（例：水辺を臨むロケーションを生かし、景観に配慮した飲食施設やステージ、ベンチなどの設置、水上交通などが発着できる「川の駅」などの整備）

文化芸術ゾーン

市民の文化芸術活動や優れた文化芸術鑑賞の拠点とするとともに、広島らしい文化芸術を国内外に発信するゾーンとする。また、中央公園の中間に位置するゾーンの立地特性を踏まえ、平和記念公園と広島城をつなぐゾーンとする。

【中･長期的な取組】
- こども文化科学館、こども図書館、中央図書館及び映像文化ライブラリーの集約・多機能化に加え、質の高い文化芸術を鑑賞できるホールやコンベンション機能などを有する文化芸術施設の整備を検討する。なお、コンベンション機能については、当該施設内の会議室等を周辺の大規模コンベンション施設のサブ会場としても活用するなど、中央公園周辺のコンベンションの受入環境を向上させることを検討する。

［広島バスセンターの現地建替えに伴い、仮設のバス乗降場を必要とする場合、文化芸術施設の整備予定地を活用すること及び当該活用後に文化芸術施設を整備することを検討する。］

(2) 回遊性・アクセス性の向上に関する取組

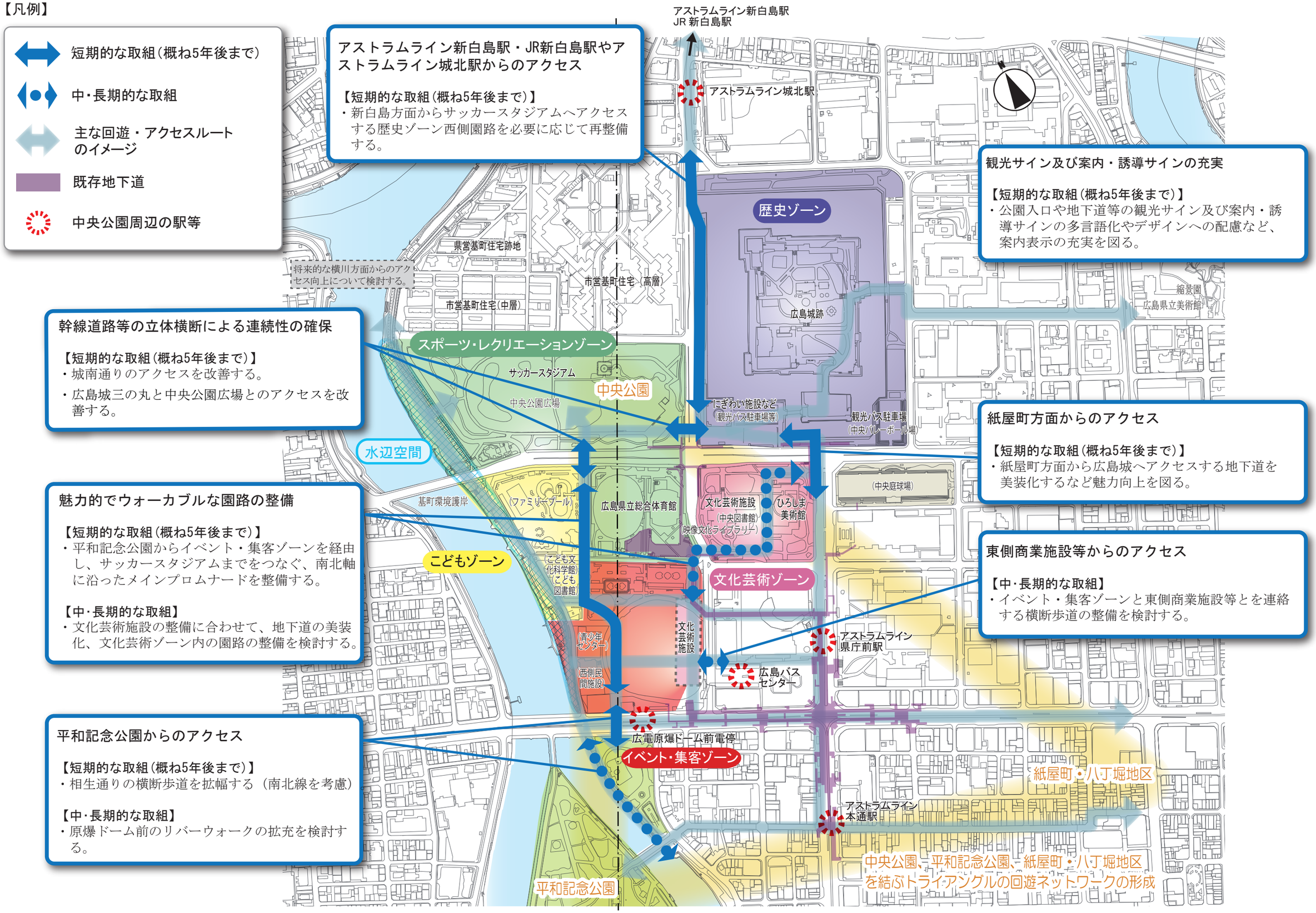

(3) 実践的かつ段階的な取組手順

６の(1)及び(2)に示した取組については、まずは喫緊の課題に対応するための短期的な取組を着実に行った上で、中･長期的な取組として、耐用年数を迎える公共施設を必要に応じて集約しつつ機能更新を図ることなどを検討する。なお、中・長期的な取組である公共施設の機能更新に当たっては、短期的な取組の成果や市民等のニーズ、本市の財政状況などを踏まえ、適切な機能を発揮することができるよう対応することとする。

ア　短期的な取組（概ね５年後まで）

サッカースタジアムの建設、広島城の新たな観光拠点としての再構築及び旧市民球場跡地を活用したイベント・集客ゾーンの創出を図るステージ

位置図

【施設の再配置等に関する取組】

1. イベント広場の整備
2. 来訪者が気軽に立ち寄れる飲食物販施設の誘致
3. サッカースタジアムの建設及びにぎわい機能の導入
4. 天守閣の耐震改修等に係る検討、展示機能の充実に係る検討
5. 三の丸を活用したにぎわい施設などの整備に係る検討
6. 観光バス駐車場の整備に係る検討

【回遊性・アクセス性の向上に関する取組】

7. 横断歩道の拡幅
8. メインプロムナードの整備、城南通りのアクセス改善
9. 広島城三の丸と中央公園広場とのアクセス改善
10. 歴史ゾーン西側園路の必要に応じた再整備
11. 地下道の美装化などの魅力向上

上記の取組に併せた案内表示の充実

イ　中･長期的な取組

青少年センター及び西側民間施設の移転による水辺空間と一体となったイベント･集客ゾーンの更なる魅力向上を図り、耐用年数を迎える公共施設を集約し、必要に応じて新たな機能を有する文化芸術施設を整備するステージ

位置図

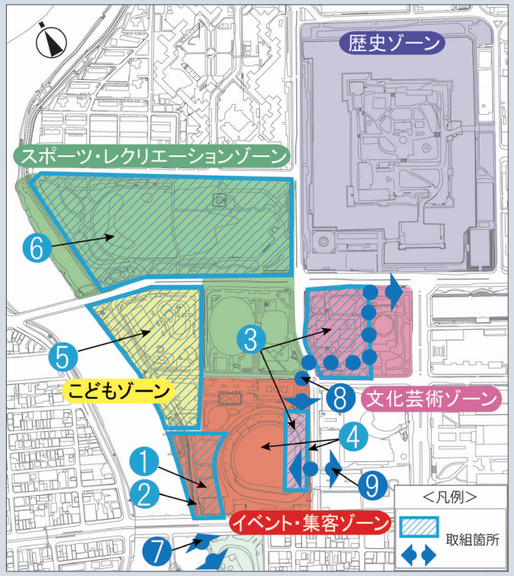

【施設の再配置等に関する取組】

1. 青少年センター機能の移転に係る優先的な検討、西側民間施設の早期移転の実現
2. 基町パーキング（地下駐車場）へのアクセス道路の地下化及び水辺空間と一体となった空間整備に係る検討
3. こども文化科学館、こども図書館、中央図書館及び映像文化ライブラリーの集約・多機能化、ホールやコンベンション機能などを有する文化芸術施設※の整備に係る検討
4. 文化芸術施設※の整備に合わせたイベント広場等の再構築や市営駐輪場の同施設内への移転等に係る検討
5. こども文化科学館、こども図書館の中央公園内への集約・多機能化及びファミリープールの機能移転を行う場合における子供の遊び場空間の再整備に係る検討
6. こどもゾーンにおける子供の遊び場空間の再整備と連携した空間活用に係る検討

【回遊性・アクセス性の向上に関する取組】

7. 原爆ドーム前のリバーウォークの拡充に係る検討
8. 地下道の美装化、園路の整備に係る検討
9. 横断歩道の整備に係る検討

※広島バスセンターの現地建替えに伴い、仮設のバス乗降場を必要とする場合、文化芸術施設の整備予定地を活用すること及び当該活用後に文化芸術施設を整備することを検討する。

短期的な取組のイメージ

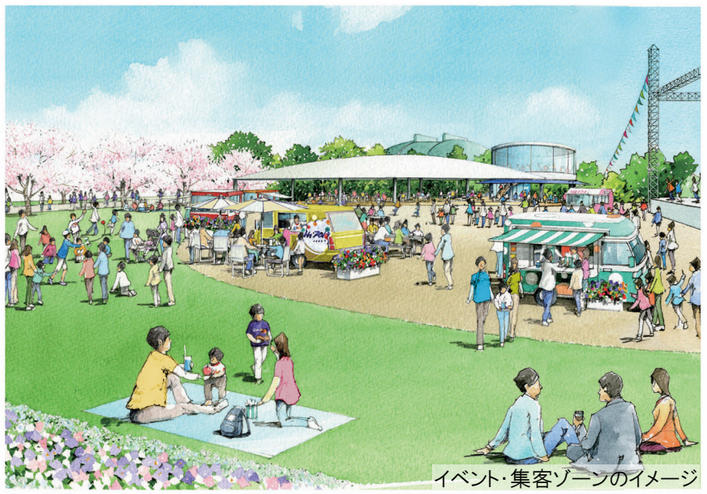

イベント･集客ゾーンのイメージ

中・長期的な取組のイメージ

中央公園南西側上空から見たイメージ

（参考）中央公園の今後の活用に係る有識者会議

(1) 概要

本基本方針の策定に当たり、学識経験を有する方々及び経済観光・まちづくりに関係する方々で構成する「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」を開催し、旧市民球場跡地を含む中央公園の今後の活用に係る基本的な方針などについて、意見聴取及び情報交換を行いました。

(2) 構成員

氏　名	所　属
今川 朱美	広島工業大学工学部環境土木工学科 准教授
佐藤 俊雄	広島市立大学 特任教授
谷村 武士 （第１回）	広島商工会議所 専務理事
植野 実智成 （第２回、第３回）	
福村 剛	紙屋町・基町にぎわいづくり協議会 代表幹事
船場 誠吾	（一社）日本旅行業協会 中四国支部長
渡邉 一成	福山市立大学都市経営学部 教授（座長）

（敬称略）

【オブザーバー】

氏　名	所　属
松永 尚之	財務省中国財務局管財部長
西野 博之	広島県地域政策局長
中村 純	広島市都市整備局長

（敬称略）

(3) 開催結果

区　分	開催日	次　第
第１回	令和元年（2019 年） 8 月 29 日	・中央公園の今後の活用に係る有識者会議開催要綱等について ・座長の選出について ・中央公園内の公共施設等の現状、旧市民球場跡地の活用の方向性、中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）等、サッカースタジアムの建設や広島城に関する取組について ・基町・紙屋町エリア将来像研究会からの提言について ・会議の進め方について
第２回	令和元年（2019 年） 11 月 20 日	・中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）について ・旧市民球場跡地の民間活力の導入可能性調査に関する状況報告について
第３回	令和２年（2020 年） 1 月 29 日	・サッカースタジアムの建設、広島城の魅力向上に向けた取組について ・中央公園の今後の活用に係る基本方針（案）について